

2 施参事第 18 号  
令和 2 年 12 月 23 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 施 設 主 管 課 長  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 施 設 担 当 部 課 長 殿  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た  
各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

野 口 健  
(公印省略)

令和 2 年度 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果及び  
速やかな安全対策の完了について (通知)

学校施設におけるブロック塀等については、「学校施設のブロック塀等における安全対策等の  
フォローアップについて (通知)」(令和元年 9 月 9 日付け元施参事第 28 号)、「令和 2 年度 学  
校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について (依頼)」(令和 2 年 8 月  
14 日付け 2 施参事第 12 号)等により、安全点検や必要な安全対策の速やかな完了をお願いして  
いるところですが、この度、安全対策等状況調査の結果を別紙のとおり取りまとめ公表しました  
ので、お知らせします。

この調査結果によれば、いまだにブロック塀等の点検が完了していない学校、又は安全対策が  
完了していない学校が見られます。ついては、各学校設置者において、「別表. 学校設置者に求め  
る対応」を遅滞なく確実に講じるようお願いいたします。また、人が近寄れない場所であり直ちに安  
全対策等に着手できない、塀の高さが 1～3 段程度で低いなどのブロック塀等についても、同様  
に対応いただくようお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、また、  
都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人に  
おいては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体  
においては所管の学校に対し、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

以上

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画・防災部  
参事官 (施設防災担当) 付施設防災企画係  
電 話 : 03-5253-4111 (内線 3184)  
メー ル : bousai@mext. go. jp

別表. 学校設置者に求める対応

安全対策等状況調査項目 (前頁グラフの項目)		学校設置者に求める対応
①	<b>未点検</b> 外観点検を未完了の学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに外観点検を完了すること。</li> <li>ブロック塀等の安全点検や必要な安全対策が完了するまでの間は、児童生徒等への注意喚起措置<sup>※1</sup>を確実に講じること。</li> </ul>
①	<b>対策中 (2021.4以降)</b> [黄色] 2021年4月以降に安全対策を完了予定の学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに撤去や再整備といった安全対策を完了すること。</li> <li>撤去や再整備が完了するまでの間は、児童生徒等への注意喚起措置を確実に講じること。</li> </ul>
②	<b>対策中 (2021.3末まで)</b> [白色] 2021年3月末までに安全対策を完了予定の学校	
③	<b>点検中 (内部点検未完了)</b> [薄青色] 外観点検で安全性に問題があるブロック塀等の無い学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去の予定がないものは内部点検を速やかに完了すること。</li> <li>遅滞なく専門家の指導を受けるなどし、効率的に点検を進めること。</li> <li>内部点検において安全性に問題があると判明した場合は、速やかに撤去や再整備といった安全対策を完了すること。</li> <li>内部点検により、安全性に問題がないことが確認されるまでの間は、児童生徒等への注意喚起措置を確実に講じること。</li> </ul>
④	<b>廃校となった学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃校については、(1) 学校施設が引き続き学校設置者の財産である場合は、学校設置者において速やかに安全対策を完了等すること、(2) 学校設置者以外の財産となる場合は、ブロック塀等の安全性の状況について学校施設を引き継ぐ者に確実に伝えること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>注意喚起措置を確実に講じるとともに、各学校においては、児童生徒等に対して、地震発生時には注意して通行する必要があることを指導する等、一層の安全確保の取組を推進すること。</li> <li>学校におけるブロック塀等の安全対策等や注意喚起措置の実施状況に関する情報について、公表に努めること。</li> <li>安全対策を実施した塀についても、引き続き、適切な維持管理の徹底に努めること。</li> </ul>		

※1 注意喚起措置の方法：トラロープやトラテープ、三角コーン、コーンバー、単管バリケード等により立入禁止場所を区画し、進入できなくする措置や地震災害時におけるブロック塀等の倒壊の危険性を示す表示の設置等。

